

宇都宮市立陽東小学校いじめ防止基本方針

最終改訂 令和6年4月1日

はじめに

本校では、「いじめはどの児童にも、あらゆる場面で起こりうる」、「いじめは決して許されない行為である」との認識の下、いじめの根絶を目指して、いじめの未然防止の取組の充実と早期発見・早期対応の徹底に努めてきた。

また、平成25年にいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が施行されたことを受け、法第13条※の規定に基づき、児童がこれまで以上に、楽しく、安心して学校生活を送ることができるよう、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処（以下「いじめの防止等」という。）の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を平成26年4月に策定した。

このたび、平成29年10月に、市が「宇都宮市いじめ防止基本指針」を改訂したことを受け、本校としてもいじめの防止等への取組を充実させる必要があることから本校の基本方針を改訂する。

※（法第13条）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1 いじめの防止等のための基本理念等について

（1）基本理念

- 全ての児童が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめが許されない行為であること等について、児童が十分に理解できるようにします。
- いじめの防止等の行動指針である「うつのみや いじめゼロ宣言」に基づく、児童の自主的な活動を支援します。
- 学校、市、家庭、地域その他の関係者との連携の下、いじめの問題を組織的に克服することを目指します。
- いじめのない学校づくりを目指して、日々の充実した学習の中で児童の心と感性を育み、児童の自尊感情や自己有用感を醸成していくことを大切にします。

（2）いじめの防止等の基本的な考え方

いじめは、何より発生させないことが最も重要であり、発生した場合には、早期に発見し、迅速かつ組織的に対応する必要がある。

① いじめの防止

- ・ 教育活動全体を通して、児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、望ましい人間関係を築く力の

育成を図るなどして、いじめが起こりにくい学校づくりに取り組む。

- ・ 児童が、いじめの問題について正しく理解し、いじめを自分たちの問題として捉え、その解決に向け自主的に行動することができるよう指導する。

②いじめの早期発見

- ・ いじめの早期発見のための体制を整備する。
- ・ 教職員がいじめの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう研修の充実を図る。

② いじめの対処

- ・ いじめを把握した場合には、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全確保を図り、徹底して守り通す。
- ・ いじめを受けた児童・保護者への親身な支援と、いじめを行った児童に対しては、背景等を十分理解した上での毅然とした指導、その保護者への助言等を継続的に行う。
- ・ 必要に応じて市や関係機関等との連携を図る。

④家庭、地域との連携

- ・ 家庭、地域と密接に連携し、児童を見守り、育む体制の整備に努める。
- ・ 家庭に対し、児童がいじめを行うことのないよう必要な指導に努めること及びいじめの加害・被害に関わる心配がある場合には学校や関係機関等との連携に努めることについて啓発を行う。
- ・ 地域に対し、児童生徒を見守る取組を推進すること及びいじめの疑いがある場合には学校や関係機関等への情報提供に努めることについて啓発を行う。

⑤関係機関等との連携

- ・ 必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、スクールソーシャルワーカーなどを活用しながら、警察や児童相談所など関係機関との適切な連携を図る。また、いじめに係る組織を拡充し、組織的対応の強化を図る。

2 学校におけるいじめ防止等の取組について

(1) 組織的な取組

いじめの問題は、教職員がいじめ問題を抱え込まず、初期段階から組織として一貫した対応することが重要であることから、校内いじめ等対策委員会を設置する。

教職員は、いじめを発見したり相談を受けたりした場合には、速やかに学校長に報告をする。報告を受けた学校長は、必要に応じて構成員を加えるなどし、急を要し開催する場合などには、学校長の裁量により、構成員が揃わなくとも開催するなど弾力的な運用を行う。

また、学校だけでは対応が困難な事案に対しては、教育委員会等との連携を図りながら対応にあたる。

①いじめ対策委員会

〔構成員〕 校長，副校長，教務主任，児童指導主任，スクールカウンセラー（地域学校園ＳＣ）
学年主任，養護教諭，教育相談係，特別支援担当，人権教育主任，学級担任，前担任，
（必要に応じて保護者・関係機関職員）

〔取組内容〕

- ・ いじめの防止等の全体指導計画の立案，改善
- ・ 校内研修会の企画・立案
- ・ 定期的なアンケートや教育相談の実施と，結果の分析，共有
- ・ いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- ・ いじめの事実確認及びいじめ認知の判断
- ・ 指導計画の実施状況の把握と改善 など

②校内研修

- ・ いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修を実施する。
- ・ Ｑ－Ｕ等を活用した校内研修を実施する。
- ・ 全ての児童が参加・活躍できる，分かる魅力ある授業づくりを目指して，教員の授業力の向上に努める。
- ・ 毎月職員会議後の時間に情報交換・共通理解の場を設定するとともに，児童指導及びいじめ事案発生時は，いじめ防止対策委員会を緊急に開催する。

（２）いじめの防止等の取組

いじめの防止等に対する取組については，市，家庭，地域，関係機関等と連携して行う。また，各種年間指導計画の作成にあたっては，いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう配慮することで，学校が組織的に，いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに努めるだけでなく，全教職員が「いじめの初期対応の流れ」や「いじめ対応ハンドブック」等を活用したり，認知したいじめについては，いじめ防止基本方針や危機管理マニュアル等を活用したりしながら，いじめ根絶に向けて全力で取り組む。また，本校のいじめ防止基本方針やいじめ対策の取組などを，学校のホームページや各種たよりで公開したり，保護者会や魅力ある学校づくり地域協議会等，様々な機会を捉えて，積極的に周知したりする。

①いじめの防止

「いじめはどの児童生徒にも，あらゆる場面で起こりうる」との認識の下，未然防止の取組の充実を図り，いじめの起こらない環境づくりに努める。

ア 地域学校園内の小・中学校が連携した取組の実施

- ・ あいさつ運動の実施
- ・ 中学生による小学校でのあいさつ運動
- ・ 卒業生に関する情報交換会の実施

イ 「いじめゼロ強調月間」の取組の実施（５，９月）

- ・アンケート実施（５，９，１２，２月）→適宜面談
- ・教育相談の実施（５，１１月）
- ・校舎内巡回の強化
- ・いじめゼロ集会（９月）

ウ 「宮っ子心の教育」の実施

- ・道徳の授業の確実な実施と授業参観等での保護者への公開
- ・人権教室の開催

エ 児童生徒がいじめ根絶に向けた活動を自主的に行うための指導

言葉によるいじめが多く見られ未然防止を図る必要があることから、道徳科の授業や学級活動などを中心とした、「児童自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめに正面から向き合うことができる」議論などを行う機会や場の設定を行う。

- ・児童会活動や縦割り班活動、学級における係活動や班活動などを通じた児童の居場所づくりや絆づくりの推進
- ・縦割り班による清掃活動の実施
- ・親切委員会による親切運動、親切カード掲示、いじめゼロ集会実施

オ 情報モラル年間指導計画に基づく計画的な授業の実施

- ・情報メディア教育と関連付けた指導，「一人一台端末利用の約束」の徹底
- ・学級活動における計画的な指導
- ・スマートフォンや携帯電話等の適切な使い方やマナーの指導など，「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」に基づく取組の積極的な推進

カ いじめゼロ強調月間におけるいじめの防止等の取組状況の点検等

- ・いじめゼロ強調月間中の活動や学習についての振り返り
- ・いじめアンケートの結果についての点検，対策検討
- ・「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用による，学校におけるいじめ防止に関する取組の点検

キ 特段の寄り添いや配慮が必要な事案に対しての理解促進

性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童に対するいじめ，児童個々の特性に係るいじめ，東日本大震災被災児童に対するいじめや新型コロナウイルス感染に関わる差別やいじめを防止するための，教職員に対して必要な対応・支援や正しい理解の促進と，児童への正しい理解促進のための指導を行う。

②いじめの早期発見

児童生徒が相談しやすい環境を整備するとともに，教職員は児童生徒理解を深め，信頼関係の構築に努める。

ア 児童生徒、保護者への相談窓口等の周知

(保護者)

- ・ 学校だよりや学年だより等での周知のほか、保護者会や学級懇談、個人懇談等で相談方法について周知
- ・ 相談窓口を副校長としていじめについての情報提供に対応

(児童)

- ・ 「いじめゼロ集会」等で相談方法を説明
- ・ 児童による「いじめゼロ」に関する掲示物の作成、校内掲示
- ・ 一人一台端末からの相談窓口フォームへのアクセス方法の周知

イ スタンダードダイアリーの活用

- ・ 保護者への「相談のページ」の活用の仕方についての周知
- ・ いじめに関する相談が寄せられた場合の、管理職への速やかな報告、迅速な情報共有と実態把握、関係児童への指導、保護者への対応

ウ 児童生徒への定期的なアンケート調査や教育相談等の実施

- ・ 児童への定期的なアンケート調査（年４回）や定期教育相談（年２回）の実施
- ・ アンケート調査の教育相談期間中実施、記名式と無記名式を意図的に織り交ぜた実施等、実効性の向上
- ・ ３～６年生児童へのＱ－Ｕ検査の実施（６月、１０～１１月）

エ 教育委員会によるネットいじめ等パトロールの活用と、家庭との連携によるネットいじめの早期発見

- ・ ネットいじめ等パトロールからの情報による、ネットいじめやネットのトラブルについての早期発見
- ・ 家庭へのスマートフォンや携帯電話等の正しい使い方などについての啓発
- ・ ネットいじめをはじめ、全てのいじめが人権侵害のみならず、刑法上の犯罪や民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを周知する指導
- ・ 予想されるネットトラブルについて、学校だよりや学年だより等を活用した情報提供

オ 「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修の実施

- ・ 教育委員会作成「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した、教職員一人一人が、多様化するいじめの背景理解などいじめへの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることを目指した校内研修の実施（いじめゼロ強調月間・夏季休業中）
- ・ Ｑ－Ｕの結果を基にした学級経営事例研究会の実施

カ いじめの認知に対する共通理解の構築

- ・ いじめ防止対策委員会の機能的運営による「いじめの認知」の組織的かつ総合的な判断

※相談や訴えがあった場合及びいじめが疑われる言動を察知した場合の事実関係や前後関係を的確かつ迅速に把握するとともに、事案が「いじめ」なのか「人間関係のトラブル」

なのか等について積極的かつ丁寧に調査する。

- ・ 認知したいじめについての、加害・被害両児童の保護者との連絡と、今後の対応や方向性等についての連携

③ いじめの対処

いじめを把握した場合には、「いじめ防止対策委員会」が主体となり、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、被害児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、徹底して守り通すとともに、加害児童に対しては、「いじめは決して許されないこと」を毅然とした態度で指導する。

○ いじめが発生した場合には、以下のとおり対応する。

ア いじめ防止対策委員会を中心とした事実確認

※ 被害者、加害者、関係児童から事情を聴くなどして、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員の対応状況など、可能な限り客観的な事実関係の把握に努めるとともに、情報や一連の対応について適切に記録する。

イ いじめを受けた児童・保護者に対する親身な支援と、いじめを知らせてきた児童の安全確保、いじめを行った児童に対する背景等を十分に理解した上での毅然とした指導及びその保護者への継続的な指導・助言等

ウ 「いじめの解消」については、以下のとおり

※ いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいる状態、かつ、被害児童が心身の苦痛を感じていないと、本人及びその保護者に面接等により確認した状態。なお、被害の重大性から、解決には3か月以上の期間が必要と判断される場合には、いじめ防止対策委員会にて、より長期の期間を設定

エ いじめの解決に向けて、いじめ防止対策委員会においてスクールカウンセラー等を活用し、教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またその対応を理解。特に、児童への支援や指導において配慮が必要な場合における指導方針などについて、教職員間の共通理解や保護者等との連携

オ いじめの解決に向けた保護者との連携。必要に応じてスクールソーシャルワーカー等の活用等、市、関係機関等との連携

④ 家庭、地域及び関係機関等との連携

ア P T Aとの連携、家庭への啓発

- ・ 思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、望ましい人間関係を育むこと、いじめを許さない態度の育成に努めることについての啓発（学校だより・学年だより・P T A総会・学級懇談会 等）
- ・ いじめ発生時にはいじめの解消に向けて徹底した指導に努めること、いじめの加害・被害に関わる心配がある場合には学校や関係機関等との連携に努めることについての啓発（学年だより・学級懇談会 等）

イ 地域との連携

- ・ いじめの疑いがある場合、学校への情報提供の協力依頼（学校だより 魅力ある学校

づくり地域協議会 等)

- ・ 地域における児童を見守る取組の推進について協力依頼（学校だより 魅力ある学校づくり地域協議会 等）

ウ 関係機関等との連携

- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合等の警察への相談・通報
- ・ 必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合の児童相談所等、関係機関との適切な連携

3 重大事態への対処

いじめにより児童の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事案が発生したとき、もしくは、いじめにより児童が相当の期間（年間30日を目安）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある事案が発生したときは、いじめ防止対策委員会が事実確認を正確かつ迅速、組織的に行うとともに、直ちに市教育委員会に報告する。また、市教育委員会と連携を図りながら事案に対応するとともに、必要に応じて市教育委員会の調査等に協力する。

4 取組の充実に向けて

- ・ 本基本方針を学校のいじめ対策の取組等と併せて学校ホームページで公開するとともに、魅力ある学校づくり地域協議会や学校だより、保護者会や全校集会等を活用するなどして積極的に周知を行い、いじめ防止等の対策を家庭や地域との連携の下に推進する。
- ・ 本校におけるいじめ防止等の取組が適切に実施され、実効性のあるものとなっているかについて、「いじめ防止対策委員会」において定期的に点検したり、本市の学校マネジメントシステムの共通評価項目として設定されているいじめの防止等の取組についての項目及び学校が独自に設定した項目の評価結果等を検証したりするなど、PDCAサイクルを踏まえて、取組内容や取組方法を改善する。